

家父長制社会における政治的リーダーシップと 女性の連帯

—ルワンダから学ぶこと—

戸田 真紀子

(京都女子大学現代社会学部教授)

ルワンダは、下院における女性議員比率が世界一の国である。ジェノサイド後、女性たちは連帯し、社会と国家の再建に尽くしてきた。また彼女たちは、一度獲得した権利を手放さないために、憲法上にクォータ制を規定することを要求した。そして、その要求を大統領は認めた。「女性の連帯」と「政治的決断」が女性の政治参加を促し、女性議員の増加が家父長制社会の価値観に変化をもたらしている。

ルワンダも日本もともに家父長制社会である。ルワンダは着実に女性議員比率を伸ばしているが、日本では女性の政治参加が依然として進んでいない。なぜだろうか。日本の女性は、これまで権利を獲得するための努力をしてこなかったのだろうか。そうではない。明治維新以来、女性たちは団体を結成し、権利獲得のために闘ってきた。

本稿では、「女性の連帯」と「政治的決断」の有無について、ルワンダと日本を比較し、日本においては、(1)女性の政治参加を進めようとする「政治的決断」がないために、家父長制の価値観が温存され、女性の意思決定過程への参加が阻まれてきたこと、さらには、(2)「女性の要求を男性が代弁する文化」を多くの女性が受容してきたために、女性議員を増加させるという要求が顕著になるのは、第4回世界女性会議が開催された1990年代を待たなければならなかったことを指摘する。ルワンダには、立法府に女性を送り出すための「女性の連帯」とそれを支持する「政治的決断」があったが、国政レベルでは、日本にはこれら2つの要件がともになかったのである。

ただし、日本の地方政治では成功例が見られる。本稿では佐賀県を事例として、草の根の積極的な活動、女性議員の努力、そして知事の政治的決断があったことを示す。さらに、男性の側から家父長制の価値観を変えようとしているルワンダのNGO (RWAMREC) と、同NGOが実施しているジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチの成果を紹介する。

キーワード：女性の連帯、政治的決断、家父長制社会、ジェンダー・トランスフォーマティブ

はじめに

なぜ、日本では女性の政治参加が進まないのか。筆者はルワンダ人研究者とともに、同じ家父長制社会でありながら¹⁾、なぜルワンダでは女性の政治参加が進み、社会に変化が見られるのか、なぜ日本では旧態依然とした議論が繰り返され、政治家は自らの決断で社会を変えようとせず、女性の政治参加が遅れているのかについて検討した。分析の結果、ルワンダでは女性議員が増加しジェン

ダー平等に基づいた法律が制定されたことにより、社会がジェンダー平等を受け入れる方向に変化していることを明らかにした(戸田・バイセンゲ2020)。

この研究をさらに発展させると、「社会の変化を待つ」という姿勢ではなく、「女性の連帯」とそれを支える「政治的決断」によって人権の国際基準を満たすように社会を変えていく必要があることに行き着く。「女性議員が増加すれば家父長

制社会が変わる」のか「家父長制社会が変われば女性議員が増加する」のか、これまで堂々巡りの議論が続いてきた。しかし、これは鶏が先か卵か先かという論争としてみなされるのではなく、「女性の連帯」と「政治的決断」の2つの要件が満たされることが女性の政治参加に繋がり、ひいては家父長制規範の変革・解体に結び付く、と考えられるべきである。

本稿は、日本においては(1)女性の政治参加を進めようとする「政治的決断」がないために、家父長制の価値観が温存されてきたこと、さらには(2)「女性の要求を男性が代弁する文化」を多くの女性が受容してきたために、女性議員を増加させるという要求が顕著になるのは、第4回世界女性会議が開催された1990年代を待たなければならなかったことを指摘する。本稿の目的は、日本社会がいかにして家父長制社会の価値観から解放され、女性の政治参加が促進されるのか、その方策をルワンダの経験から学ぶことにある。

本稿の構成は、以下のとおりである。第1章は、1994年に起きたジェノサイド終結後のルワンダにおける女性たちの闘いを概観し、殺戮で崩壊した家族、荒廃したコミュニティ、そして国家を再建した「女性の連帯」が先にあって、その成果の制度化を認めた「政治的決断」をカガメ大統領が行ったことを明らかにする。ルワンダは下院における女性議員比率が世界一の国であるが（IPU 2023）、これに対して、ルワンダはカガメ（Paul Kagame）大統領が独裁政治を行っており、女性議員が増えようとも政治的な影響力はないという批判がある²⁾。こうした指摘が、ジェノサイドで荒廃した社会の再建に主導的役割を果たした多くの女性たちの努力を否定するものであることを第1章では示したい。2003年憲法におけるクオータ制の導入は、それまで築き上げたジェンダー平等の政策が今後の政権交代によって後退することがないようにするために女性たちが求めた保険であり、これから女性議員を増やして大掛かりな事業を開始することを目的としたものではない。事実、憲法にクオータ制が導入される以前から、ルワンダの女性議員比率は上昇している。ルワンダでジェンダー平等が推進されてきたことはカガメ大

統領の支持があつてのことではあるが、女性たちの努力なくして到達できたことではないのである。

第2章は、女性の政治参加を求める運動が、明治以降の日本においてどのように展開してきたかを概観する。日本の女性たちは、黙って家父長制社会の価値観に従ってきたわけではない。女性団体を結成し権利を要求してきた歴史をあらためて確認した上で、なぜ日本では女性団体の連帯が難しく、また連帯しても長続きしなかったのか、その原因を検討する。ルワンダの事例は、女性が連帯して権利を獲得し、その権利を守るために女性の政治参加が進み、さらに権利の獲得とその維持には「政治的決断」が必要であるというプロセスを示している。しかし、日本の女性団体の歴史を見る限り、女性運動が盛んな時期であった頃も「女性の要求を男性が代弁する文化」を多くの女性が受容してきたために、女性議員を増やす運動にまで長く至らなかったことを指摘する。

第3章は、日本の変革を考えるために、第1節では、「男女共同参画」が推進されてきた佐賀県で長年女性議員を増やす活動をしてきたNPO法人「女性参画研究会・さが」を事例として考察し、第2節では、現在のルワンダにおいて、男性の側から家父制社会の価値観を変革しようとするNGOのRWAMREC（Rwanda Men's Resource Centre）を紹介する。

1. 女性の連帯と政治的決断：ジェノサイド終結後のルワンダ女性たち

1-1. *Rwanda Women Rising* に登場する女性たち

本章はルワンダを事例として、(1)女性の政治参加を実現するための「女性の連帯」がどのようにして始まり、維持されたのか、(2)「女性の連帯」が「政治的決断」にどのような影響を及ぼしたのか、(3)「政治的決断」がなぜ実行されたのかを明らかにする。特に、女性議員の増加がカガメ現大統領の指示によって始まったものではないこと（男性政治家による「政治的決断」が「女性の連帯」に先行したのではないこと）を強調したい。

本章の議論が依拠する資料が、スワニー・ハント（Swanee Hunt）の *Rwanda Women Rising* であ

る (Hunt 2017)³⁾。カガメ大統領など男性も含まれるが、難民キャンプに育ちルワンダ愛国戦線 (RPF) の兵士に志願した女性、サバイバーの女性、大臣経験者から、殺戮の加害者の妻、殺戮から逃げてきた人びとを命がけで匿った女性まで、ジェノサイドをめぐる一人ひとり全く異なる体験をした約70人の女性のインタビューが掲載されている。男性中心に描かれた物語は歴史を歪めてしまうこと、さらには、ルワンダの女性がどのように国を再建していったかについて書かれた書物が無いことが、ハントが本書を執筆した背景にある⁴⁾。

この本を読んでわかることは、ルワンダの独立前後に起きた最初のジェノサイドから逃れ、難民キャンプで育った女性たちの厳しい境遇、1994年のジェノサイドが終わった時点の遺体が散乱した風景のなかで社会の再建を始めた女性たちの決意、ジェノサイドにより子どもを殺され、戦略的なレイプにより妊娠させられた/HIVに感染させられた女性の苦しみ、憎しみを乗り越えた赦し、ジェノサイド加害者の妻たちの覚悟⁵⁾、憲法草案作成に関わった女性のプライド、これらを基礎として築き上げられた女性指導者たちの連帯、そして大統領が女性をいかに評価したか、など数えきれない。一つ強調されていることは、ジェノサイド後、人口の7割が女性になったことがルワンダの女性の社会進出に繋がったという解釈についての批判である。ジェノサイド直後は当てはまるかもしれないが、女性たちの進歩を導いた要因はそれだけではない (Hunt 2017: 13)。次節では、この点について詳しく見ていきたい。

1-2. 「女性の連帯」の成果とそれを支持する「政治的決断」

RPF 結成初期から重要なポストに就いていたアロイシア・イニユンバ (Aloisea Inyumba) は、ジェノサイド終結後に国民統一和解委員会を率いることになった。彼女は、家族・ジェンダー・社会問題大臣としての務めも果たしながら、活動家やビジネスウーマン、宗教指導者などの会合を重ね、生き残った女性たちに寄り添い、コミュニティをまわり彼女たちとともに社会を再建しようとしたリーダーであった。

リーダーはエリート層だけにいたわけではない。ジェノサイド以前に結成されハビヤリマナ政権下で弾圧を受けていた女性団体、ジェノサイド後に結成されたシングルマザーや寡婦の自助グループを率いた女性たちがそうである。そして、彼女たちはジェノサイドの翌年の1995年、第4回世界女性会議に出席している。ジェノサイドのサバイバーの女性たちも加害者の妻たちも、家庭を再建し、コミュニティを再建するなかで同じ問題を抱える同志として連帯していった。

草の根の女性の連帯を基礎として、イニユンバはセル (cell)、セクター (sector)、県 (district)、州 (province)、全国 (national) の5層にわたる女性のネットワークである女性評議会 (Women's Council) を築き上げた (1996年)。フォーラムがないと女性が発言できないと考えたからである。議会の側でも、1996年には「ルワンダ女性議員フォーラム (Rwanda Women Parliamentary Forum: FFRP)」という超党派議員連盟が結成されている。FFRP 所属の女性議員は連帯して法律の整備に取り組んだ。こうした「女性の連帯」の積み重ねが、クオータ制や女性評議会などが組み込まれた2003年憲法制定に至るのである⁶⁾。これらの「女性の連帯」とそれを認めたカガメの「政治的決断」の両方が揃ったことで、荒廃した社会の再建が成し遂げられたのであった⁷⁾ (Hunt 2017: 71-72, 79-92, 110-111, 125-145)。

RPF のジェンダー平等の方針には、独立前後のジェノサイドで難民となった人びとが逃れたウガンダで、1980年代にアミン (Idi Amin) 政権 (当時) に対抗していたムセベニ (Yoweri Museveni) (現大統領) のゲリラ組織 (国民抵抗軍) に女性が多く参加しており、そこに RPF のメンバーも所属していたことの影響が大きいと言われているが、他の解放組織で問題となっていたハラスメントが RPF では見られなかったことについては、RPF の男性指導者を育てたのがシングルマザーであったことが指摘されている。カガメ自身も、父親は存命ではあったが、家族を支える母親や他の女性たちを見ながら難民の子どもとして育ってきた。その経験が、差別を許さない新しい社会を作る決意につながったという (Hunt 2017: 96-99)。演説

でカガメ大統領がジェンダー・センシティブに言及したのは、1999年のことである（Hunt 2017: xxxvi）。

加えて、2つの点を指摘しておきたい。第一に、ジェノサイドに加担した男性戦闘員たちが難民キャンプから帰還、ないし刑期を終えて社会復帰し、人口の半分が男性になっても、女性たちは手にした権利を手放すことはなく、それを守るために連帯したことである（Hunt 2017: 76, 375）。そして第二に、ルワンダの女性指導者や女性議員による後継者育成が、「女性の連帯」を長期にわたって持続させるために重要な役割を果たしたということである。ある女性議員は、女性枠での選挙であれば当選確実であったが、その枠は後進に譲って、自身は普通選挙に立候補し、女性議員を増やす戦略をとったことを明かしている（Hunt 2017: 146）。Huntの同書でも随所に登場するが、築き上げてきた努力を次の世代にいかにつなげていくか、若い世代の女性の政治参加をいかにつなぐか、その方策を日本でどのように応用できるか検討する必要がある。

2. 政治参加を求めた日本の女性たち

本章は、明治初期から現代までの女性たちの運動に焦点を当て、「女性の連帯」が求めたものと「政治的決断」の不在を中心に女性運動史を再構成して概観する。

日本の女性が政治参加を求めてきた歴史を振り返る際にまず考えるべきことは、昔から女性たちが支配される側にいたのかという問題である。男性を支配者とする家父長制社会の価値観は、太古から続く日本の伝統ではない。中国の歴史書にその名が記載された卑弥呼や台与がよく知られているが、考古学の調査では、「弥生時代後期後半以降、女性の首長が増加し、その存在は一般的になり」、古墳時代前期には3割から5割程度の女性首長が存在したと推測されている（清家 2020: 96, 102）。この時期の人びとは性的分業に縛られてはおらず、支配階級においてジェンダー区分が明確になってきたのは、中国から律令制が導入された7世紀後半になるという（義江他 2013）。

2-1. 戦前の「女性の連帯」と女性団体：参政権のための女性の連帯

明治初期、日本で初めて女性参政権を求めたのが、「土佐の民権ばあさん」と呼ばれる楠瀬喜多（1836-1920）である。自由民権運動が飛躍的發展を遂げていく時期に、立志社の政談演説会を傍聴し影響を受けた楠瀬は、1878年、高知県庁に「権利ト義務ハ両立スヘキ道理ナレハ議員ヲ撰ムノ権利アレハ税ヲ納ムルノ義務アルハ之レケケ均シキ筋合」だが、「議員ヲ撰ムノ権利モ無ク將タ証書保証人ニ立ツノ権利」も与えられていないにもかかわらず「税ヲ納ムルノ義務ノミ男子戸主並ノ促進シアルハ公ケ均シキ御取扱ト覚ヘス」と訴える伺書を提出する（公文 2006）。

楠瀬の抗議から2年後、短い期間ではあったものの、高知県内の上町・小高坂村において女性参政権が実現した。1880年制定の区町村会法2条では各町村が独自に規定を設けることを認めていたためであったが、1884年の区町村会法改正により、選挙権の要件に「男子」が明記され、女性は排除されることとなった（第2次地方（町村）議会活性化研究会 2016: 15）。

楠瀬の抗議が立志社の政談演説会に触発されたものであったように、自由民権運動には多くの女性たちが参加し、日本における最初期の女性運動としての一側面も担っていた。岸田俊子（中島湘烟）（1863-1901）は男女同権を主張して地方を遊説し、福田（景山）英子（1865-1927）ら多くの後進に影響を与えた（岡 1979）。岸田は1884年に『自由燈』において、女性による日本で最初の男女平等論といわれる「同胞姉妹に告ぐ」を発表し、女性に参政権がないのは男女同権ではないと主張している⁸⁾。

1889年、大日本帝国憲法制定により家父長制の価値観が強化され、1896年制定の明治民法では女性は婚姻後、単独では法律行為の行えない無能力者とされるなど、家父長制的価値観の制度化が進んだ。このような状況下でも、女性たちの政治参加を求める声は続いた。例として、治安警察法5条の修正を求めた運動を見ていきたい。

1900年に公布・施行された治安警察法5条は、政治結社への加入を禁止される者の中に「女子」

を含め、女性と未成年者が政談集会への会同と発起人になることを禁止した⁹⁾。これに対して、矢島楯子（1833-1925）が1886年に設立した日本キリスト教婦人矯風会、福田（景山）英子ら平民社の女性たち¹⁰⁾が反対運動を行っている。

治安警察法5条改正を求めて提出された1905年の請願書は、衆議院本会議で否決された。翌年は衆議院において女性の政談集会への参加を禁じる同法5条2項についてのみ改正が認められたが、貴族院において否決された。1907年には、衆議院は治安警察法5条改正案を可決したが、貴族院では審議未了で廃案になった。1908年には、衆議院は可決したが、貴族院で否決された。請願書には、多い時には400名以上が名を連ねていたものの、明治期の治安警察法改正運動はついに実を結ぶことはなかった¹¹⁾。

大正デモクラシーと言われるように、大正時代には男性の普通選挙運動に加えて婦人参政権運動も行われるようになった。1919年には平塚らいてう¹²⁾（1886-1971）や市川房江（1893-1981）らが新婦人協会¹³⁾を創立した。翌年に新婦人協会は治安警察法5条改正及び花柳病の男子の結婚禁止の請願を議会に提出した（労働省婦人少年局編1968）。ただし、「幹部間の対立を深めた」新婦人協会は1922年暮れに解散し、その継続的団体として婦人連盟が発足している。翌23年には婦人参政同盟が「いずれも婦人参政権獲得を目的として生まれた」（帯刀1957：53、56）¹⁴⁾。1921年には、国際会議を経験したガントレット恒子（1873-1953）、そして久布白落実（1882-1972）らによる「日本婦人参政権協会」（日本キリスト教婦人矯風会の内部に創立。1930年に日本キリスト教婦人参政権協会と改称¹⁵⁾）も結成され¹⁶⁾、改正を求めた運動は地道に広がり、1922年ようやく治安警察法中改正法律案は衆議院・貴族院で可決され、女性の政談集会への参加と発起人となることが認められた。

市川房江、山高しげり（1899-1977）らが婦人参政権獲得のため1924年に結成したのが「婦人参政権獲得期成同盟会」であり、男子普通選挙が成立した1925年には、同盟会を「婦選獲得同盟」に改称した。婦選三案（女性の結社権・公民権・参

政権を要求する法律改正案の通称）の「要求の請願や三案に賛成する男性議員への選挙応援、政府・政党への申入れ、地方遊説など精力的に運動を行った」（橋本2021：4）。

婦選獲得同盟という女性たちの連帯に対して、同じ女性であっても社会主義活動家からは、支配者層による女性たちの取り込みであると、次のように批判されている。「これよりさき日本の支配者たちは、…婦人参政権をちらつかせ、ようやく権利にめざめつつあった小市民婦人層、有識婦人層を、彼らの側に掌握しようとした。こうして彼らは、第50議会では婦人の参政権を衆議院のみ通過させ、第55議会（1928年）には、田中内閣の与党である政友会から婦人公民権案が提出され、第59議会（1930-31年）には、浜口民政党内閣によって、同じく公民権案が議会に提出され、これまた衆議院のみ通過した」（帯刀1957：128-129）。

市川やガントレットら婦選団体連合委員会代表は、1932年に犬養毅首相のもとを訪れ婦人参政権実現の賛同を得たが（市川1965：5）、同年、犬養首相はクーデターにより殺害された。こののち、女性が参政権を得るのは敗戦を待つしかなかった。

戦前に結成された女性団体が、女性の地位向上を求めるものばかりではなかったことは付言しておきたい。愛国婦人会（1901年）、大日本国防婦人会（1932年）、大日本連合婦人会（1930年）は上からの半官製の組織であった。太平洋戦争勃発直後の1942年2月に、各団体が統合して完全な官製組織としての大日本婦人会が誕生し、大政翼賛会に加盟した。1945年3月の閣議決定により、大政翼賛会所属の団体は解散することになり、大日本婦人也会も解散し、その後公布された義勇兵役法により国民義勇隊女子隊に編入された。女性団体という外見をとっていても、上から押し付けられた「連帯」は、女性自らが地位向上のために立ち上がった「連帯」とは区別されるべきだろう。

このように、明治から戦前にかけては、治安警察法5条改正や女性参政権獲得といった共通の目標を掲げて女性団体が結成されて「連帯」する場面もあったが、ルワンダのように草の根の女性たち（この時期の日本の文脈で言えば、「無産女性」に当たる女性たち）まで包摂して共闘するところ

まで到達することはなかった¹⁷⁾。では、敗戦後の女性団体の状況はどうだったのだろうか。

2-2. 戦後の女性団体：ロビー活動としての女性の連帯

福田（景山）英子は「獄中述懐」（明治18年12月19日大阪未決監獄に於て）のなかで、このように述べている。

「女権拡張し男女同等の地位に至れば、三千七百万の同胞姉妹皆競ひて国政に参し、決して国の危急を余所に見るなく、己れのために設けたる弊制悪法を除去し…」（日本ペンクラブ電子文藝館編輯室2003）

現実には、この主張通りになっただろうか。戦後、女性が初めて一票を投じた第22回衆議院議員総選挙（1946年4月10日）では79名の女性が立候補し、39名の女性議員が誕生した¹⁸⁾。日本国憲法審議録を読めば、新憲法の条文案に対して委員となった女性議員がいかに真剣に発言し討議しているかがわかる（清水編 1976）。また「市川房枝の提案で、超党派の婦人議員クラブを結成し、いくつかの政策を提案」している（大海 2005：45-46）。しかし、翌年の第23回衆議院選挙では、選挙制度が大選挙区制から中選挙区制に、（2～3名の）制限連記制から単記制に変更されたことも大きく影響し、85名の女性が立候補したにもかかわらず、当選したのは15名に過ぎなかった。

敗戦後の占領下において、女性たちは家族を飢えから守るために、基本的人権の保障を求めて必死に闘った。戦後、女性運動の指導者となったのは平塚らいてう、市川房枝、山高しげり、山川菊栄ら戦前から活動していた女性たちであった。平塚は平和と女性、そして子どもの権利を守る運動に力を注ぎ、1953年に結成された日本婦人団体連合会の会長に就任している（法政大学大原社会問題研究所 1955）。市川は、終戦後すぐの8月25日に「戦後対策婦人委員会」を結成し、婦選の要求を政府および各政党に提出している。11月3日には「婦選実現を政府に要求」するための新しい団体として「新日本婦人同盟」が結成された（市川

1965：7-8）。公職追放解除後、1953年から71年まで参議院議員を務める。同年通常選挙で落選するが74年に再度当選した。第二院クラブに所属し、政界浄化、女性の地位や権利の向上に尽力した。山高は、地域婦人団体の育成に努め、1952年には全国地域婦人団体連絡協議会の初代会長に就任し（市川房枝記念会女性と政治センター2021）、1962年から1971年には参議院議員を務めている。山川は1947年に民主婦人協会（のちの民主婦人同盟）結成に参加し、同年9月に労働省が発足したときには初代婦人少年局長に就任した。1951年に労働省を退職後も雑誌を主宰し、「日本婦人問題懇話会」代表となるなど、活躍を続けた。

これまで紹介しなかった女性指導者にも触れておきたい。「新婦人協会」の設立者の一人である奥むめお（1895-1997）は主婦連合会の会長として、また参議院議員として、庶民の生活向上を目指し、消費者運動を展開した。「新婦人協会」に参加し、「婦選獲得同盟」でも活躍した川崎ナツ（1989-1966）は戦後、1947年の第1回参議院議員選挙で当選したのち（国立国会図書館 2019）、1955年には第1回日本母親大会の事務局長となり、晩年に母親運動に捧げた。もちろん女性運動に参加し、声を上げていたのは、戦前から名の知られた女性指導者ばかりではない。エリート層か無産者層にかかわらず、多くの女性は、女性労働者として、母親として、集会に参加し、声を上げていた¹⁹⁾。ある女性運動家は、1950年代までの女性運動を次のように語っている。「15年にわたる戦争と、この半世紀の間の権力者たちのやり方をみてきた日本の婦人たちは、今度はもうだまされまいと決意しているようにおもわれる。このことは、婦人少年局廃止反対や憲法改悪反対、家族制度復活反対に、再軍備や基地反対に、また原水爆禁止運動などに示された広汎な統一行動にあらわれている」（帯刀 1957：8）。

労働省婦人少年局の『婦人関係年表1868～1968』を見れば、敗戦以降、1945年には「戦後対策婦人委員会」「女子勤労連盟」「新日本婦人同盟（市川房枝会長）」「中央婦人協力会（翌年解散）」が結成され、「各政党に婦人部設置」とある。1946年には「婦人民主クラブ」が発足し、衆議院

議員選挙後には衆議院内に「婦人議員クラブ」が結成され、「大学婦人協会」や「民主保育連盟」、「女性を守る会」が発足している。1947年には「民主婦人協会」が結成、1948年には「女性を守る会」が発展解消し「日本民主婦人協議会」が発足した（労働省婦人少年局編 1968）。同会は、「婦人たちの間に、婦人問題の数々の懸案を解決するために、全国的な婦人協議会をつくろうというごき」（帯刀 1957：168）から生まれたものである。ただし、同年の婦人平和大会は分裂し、「新日本婦人同盟中心の平和確立婦人大会と婦人民主クラブ中心の平和大会」が開催されている（労働省婦人少年局編 1968）。「しかしこの失敗は急速に克服され」（帯刀 1957：169）、1949年4月には「第二回婦人の日大会が開催され婦人団体協議会の母体と」なり、6月には「婦人団体協議会（婦人団体、政党婦人部、労組婦人部等44団体参加）」が発足した（労働省婦人少年局編 1968）。

この統一の動きも、1950年の朝鮮戦争勃発により、「公務員・民間労組の大きかりなレッド・パーズが強行され、急速に戦時体制がおしすすめられて行くにつれて、保守派の婦人たちは、婦人団体協議会の目的に矛盾した行動をしなければならなく」なり、「紛糾をかきねた結果」（帯刀 1957：176）、「『戦争はいやです』の意思表示を行なって無期限休会（事実上の解散）」となった（労働省婦人少年局編 1968）。

1951年には平塚や市川らが発起人となり、「婦人有権者同盟、婦人平和協会、キリスト教婦人矯風会、婦人民主連盟など婦人団体の会員有志」や女性議員、日教組、国鉄労組の有志が集まり「再軍備反対婦人委員会」が組織された（法政大学大原社会問題研究所1953）。その後も前述の通り、多くの女性団体が結成され、物価値上げ反対や核実験反対、ベトナム戦争反対の抗議運動などでの連帯は見られるが、他方、徐々に政党による団体の系列化が起こっていった。

1960年代から80年代にかけても、日本には多くの女性団体が存在し、反核、反戦、子育てと子供の教育、雇用における男女平等、公害問題など、多くのテーマについて女性たちは結集し、運動を続けてきた。そして数々の要求を政府や男性議員

に突き付け、自分たちの要求を支持する男性議員を当選させようということも行っている。

女性たちが、さまざまなイシューに対して行動を起こしていたことは確かである。しかし、戦前の女性運動が参政権獲得のための「連帯」を目指したことと比較すると、敗戦後から1980年代まで、女性議員を増やすための「連帯」があったとはいえない。まず、戦後に結成された労働組合の様子についての記述を見てみよう。「労働組合は、当然のことにようにして婦人部をおくことを決めたところもあったが、婦人部無用論も活発であった。このころになっても『女のくせに生意気だ』『婦人部だなんて何をするとところだ、女はセクト的だ』『婦人部をつくることは自ら差別をつくることだ』『男の代表が女に分だって代表する』などといわれた」（帯刀 1957：165）。

男性社会主義者、男性共産主義者の多くは、社会主義・共産主義の理想が実現すれば、女性の抑圧も含めて資本主義社会が抱える問題はすべて一掃されるという階級闘争史観を持っていた。女性の連帯は「セクト的」であり、階級闘争を分断するものとして激しく攻撃された²⁰⁾。その一方で、「共産党、家に帰れば天皇制」と言われたように、「男の代表が女に分だって代表する」から、「女は出しゃばるな、男に任せておけ」という家父長制的な意識が土台にあったことも見逃すことはできない²¹⁾。

女性が参政権を獲得し、男女平等が達成されたなら、多くの女性議員が連帯して社会を変革していけるというのが、当時の女性指導者たちの見立てではなかっただろうか。しかし実際には、選挙制度改革によって女性議員の比率は著しく低迷し、また戦後の女性運動は、女性議員を議会に送り込むというよりはむしろ、政府や男性議員へのロビー運動のために「連帯」することが多かった。この背景には、「男の代表が女に分だって代表する」「女は出しゃばるな、男に任せておけ」という家父長制文化に女性自身を取り込まれ、徹底的に抵抗することができなかつたことを指摘できるだろう。

しかし、バブル崩壊後の1990年代初頭から現在まで「失われた30年」と呼ばれる日本経済の低迷

が続き、貧富の格差は確実に拡大し、女性や子どもが貧困が問題になっている2023年の今、これまで通り「男に任せろ」という言葉を信じて待つ余裕はない。「女性の要求を男性が代弁する文化」を女性たちが否定し、現在の国際基準に照らして女性に不利な法律や制度を修正し、社会規範の変革を実現する必要がある（その結果、男ならこうすべき、こうしてはならないというジェンダー規範から男性も解放される）。つまりは、女性の政治参加、意思決定への参加を増やすことは、国民全体の利益の拡大につながるのである

2-3. 第4回世界女性会議のインパクト：議席獲得のための女性の連帯

現在の日本に、女性議員を増やすことを目的としている女性団体がどれほどあるか見てみよう。公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター発行の『全国組織女性団体名簿2020』をみると、「女性議員を増やすこと」や「女性の政治参画の推進」、「女性の政治参加」を挙げている女性団体は4団体しかない（政党女性局と教育調査研究団体を除く）²²⁾。このうち、1962年に結成された日本婦人会議（2003年に「i女性会議」に改称）は、設立当時は「戦争に反対し、民主的な平和な日本を作るために運動する」ことを目的としており、その趣意書やスローガンに女性議員を増やすという文言は出てこないため（法政大学大原社会問題研究所1955）除外すると、残りは、全国フェミニスト議員連盟（1992年創立）、北京JAC（1995年創立）、WIN WIN（Women in New World, International Network）（1999年創立）の3団体となり、いずれも1995年の第4回世界女性会議（北京女性会議）前後に結成されたものとなる。

国際社会では、1975年から85年が「国際女性の10年」であり、1979年に第34回国連総会で採択された「女性差別撤廃条約」を日本が批准したのは1985年である。さらには、次章で紹介するNPO法人理事長も語っているように、1995年の第4回世界女性会議（北京女性会議）で採択された「北京行動綱領」において「G 権力及び意思決定における女性」（内閣府男女共同参画局2016）が提起された影響は大きい。

このような背景のなか、女性議員を増やすための活動をしている女性団体は存在しており、また成果も出している。たとえばWIN WINでは、「これまで衆・参両議員選挙をはじめ、大阪府知事選挙、千葉県知事選挙、統一地方選挙などで多くの女性候補者を推薦、熱心な支援活動を展開し、成果をおさめて」きたという。2012年6月には、「WIN WIN 赤松良子代表からの呼びかけにより、『クオータ制を推進する会（略称：Qの会）』が発足し、「女性議員を増やすための制度面の条件整備」を推進している。2017年6月現在で、「役員団体を含む賛同団体63団体」が賛同加入している。「さらに2014年9月、未来を展望し、政治の場に立候補しようとする方や民間の組織などあらゆる場でリーダーを目指す女性を育成するための塾・赤松政経塾を創設」した（WIN WIN HP）。

活動を拡大している団体もあれば、指導者層の物故者が増え、かつての勢いを失いつつある団体も存在する。上記の3団体の現勢として、全国フェミニスト議員連盟の会員・講読会員は200人（2020年11月10日現在）、北京JACは個人会員約120人、地域コーカス9、地域コーカス会員350人（2020年8月27日現在）、WIN WINが会員約200人（2020年8月13日現在）となっており、若い世代に繋ぐことが課題になっている。

3. 「女性の連帯」と「政治的決断」が両立した事例

3-1. 佐賀県政とNPO法人「女性参画研究会・さが」

本節は、現代日本で「女性の連帯」と「政治的決断」が両立している事例として、「男女共同参画」が推進されてきた佐賀県の取り組みを紹介する。佐賀県には、NPO法人「女性参画研究会・さが」が存在するが、そのHPは団体の目的を以下のように説明している。

政策決定の場をあまりにも男性に任せ過ぎて女性の声を反映していないことが、多くの問題を解決困難にしていると自覚した私たちは1995年の第4回世界女性会議（北京）をきっかけに主体的・積極的に、女性が政策決

定へ参画する必要性を痛感して、「女性議員のいない市町村をなくそう」「政策決定の場へ女性30%の実現」を合言葉に平成8（1996）年7月20日、任意団体『女性参画研究会・さが』を立ち上げました。その後、特定非営利活動法人の認証を受けました。

認証 平成14（2002）年8月9日

（目的）

佐賀県民に対して、政治参画意識を高める啓発活動、政策・方針決定過程への女性の進出支援に関する事業を行い、県民の男女平等の視点に立った意識改革と社会システムの構築に貢献することを目的としています。

「女性参画研究会・さが」は発足以来、一貫して「女性を政策方針決定の場へ」というスローガンの下に活動している。さらに佐賀県には、「佐賀県女性議員ネットワーク」（2019年10月発足）という超党派の女性議員フォーラムがあり、両者は協力関係にある。2023年春の統一地方選では、県議会でも市町議会でも女性議員が増加するという成果をあげている。同研究会は、後進の育成にも力を入れている。「女性参画研究会・さが」が2022年度から開始したのが、「さが・女性政治塾」である。「佐賀県女性議員ネットワーク」の協力のもと実施され、2022年度の受講生11名中2名が市議会議員選挙に立候補し当選するという実績を出している（女性参画研究会・さが2023）。

このように佐賀県では議会内外で「女性の連帯」があり、共同して後進の育成にもあたり、成果を出している。では、この「女性の連帯」を支える「政治的決断」が佐賀県にあるだろうか。答えはYesである。詳細は別稿に譲るが、「女性参画研究会・さが」理事長、「アバンセ」館長へのインタビューでは、男女共同参画推進についての知事の「政治的決断」が随所に登場した。女性の海外派遣事業（1985-2006年）一つを比べても、佐賀県と（県の男女共同参画事業に「男性参画」の意識がない）N県²³⁾を比較すると、数々の違いが見えてくる。事業報告書一つを比べても、佐賀県の報告書には2003年度まで毎回知事の挨拶文が掲載されていたが²⁴⁾、N県の報告書では知事交代

後は挨拶文が寄稿されていない。派遣事業の内容も異なっている。両者の事業内容の違いは、県の男女共同参画に対する姿勢の違い、つまりは県知事の姿勢の違いから生まれており、何に取り組むべきかについての「政治的決断」の違いが、海外でどのような施設を訪問し誰と交流するかという行事内容を考える担当部署の方針に影響を与え、結果として、その派遣事業の参加者から女性のリーダーが育つかどうかの違いを生んでいる。佐賀県の海外女性派遣事業「婦人の翼」²⁵⁾の参加者は「佐賀県翼の会」を結成し、現在に至るまで国際交流を含め県内で非常に活発に活動している²⁶⁾。

佐賀県とN県の相違は、女性センターの規模の大きさからも明らかである。佐賀県の「アバンセ」は「男女共同参画センター」と「生涯学習センター」（とDV総合対策センター）から構成されているが、アバンセの図書室（情報サービスフロア）の蔵書数はN県女性センターの図書室の蔵書数と比較にならない規模である。N県の図書は女性団体活動支援コーナーと呼ばれる一室の壁際に並べてある本棚に置かれているだけであるが、佐賀県の情報サービスフロアは「男女共同参画社会の実現と生涯学習の振興に必要な図書・雑誌・ビデオ・行政資料・新聞、女性団体の発行するミニコミ誌など幅広く収集し、情報提供をおこなう専門の図書資料室」（アバンセ2019）となっている。また、公開講座や相談窓口、スペースの提供、図書の貸し出しといった業務だけではなく、佐賀県のアバンセは教材開発や調査研究まで行っている。この違いも、（議会の承認が必要だとしても）どれだけの予算をどの分野に配分するかという知事の「政治的決断」からまず生まれるものである。

ルワンダにおける全国女性評議会の総会では、地方議会での女性議員の役割が強調された。身近に女性議員がいることで、10代の妊娠、ジェンダーに基づく暴力などの解決に結びつき、かつ少女たちに「取り残されていない」という安心感を与えることができるからである（Niwe 2021）。全国組織の団体が地方の団体に連帯の呼びかけをすることも大切ではあるが、このような佐賀県の取り組みがN県をはじめ、他県の担当部署にも広がっていくことも、日本社会の変革に必要なことであ

る。

3-2. 男性が変える家父長制社会：ルワンダの事例

本節は、ルワンダで活動する RWAMREC (Rwanda Men's Resource Centre) について紹介する。RWAMREC は、男性の側から家父制社会の価値観を変革しようとするルワンダ国内の NGO である。「はじめに」で述べたように、ルワンダも（徐々に変化を遂げつつも）依然として家父長制社会である。日本では一般的には家父長社会は男性に有利な社会と受け止められているが、RWAMREC の認識はそうではない。2023年8月にルワンダの首都キガリで RWAMREC の代表にインタビューを行ったが、男性の側から家父長制社会の価値観を変えようと考えた理由は、男性もまた家父長制の価値観の犠牲者であるという認識があるからであり、例えば「男性は強くなければならない」という思い込みにより、体調が悪くても病院に行かず、結果的に男性が寿命を縮めているという説明を受けた。

RWAMREC の事業の一つである Bandebereho (ルワンダ語で role model の意味) とは、ジェンダー・トランスフォーマティブ・プログラム (gender transformative program)²⁷⁾ の一つであり、夫として父として、妊娠期・分娩期・産褥期の妻と新生児、子どもたちの健康のケアを担い、女性や子供たちに暴力を振るわないように男性の意識や行動を変えていくことを目的としている。同プログラムは、ルワンダ政府 (保健省) との協力により RWAMREC が実施している。2023年10月に公表された論文では、この Bandebereho によって「親密なパートナーからの暴力 (intimate partner violence: IPV)」や子供に対する暴力が減少したことが示されている (Doyle et al 2023)。

ルワンダには RWAMREC があり、アフリカには MenEngage Africa Alliance があり、そして世界には MenEngage Alliance がある。MenEngage Alliance の HP には、彼らの理念が高らかに宣言されている (MenEngage Alliance 2023)。

“We are a social change network working to

transform patriarchal masculinities. As a global community, we engage men and boys in women's rights, gender justice, LGBTQI rights, and social justice for all.”

日本にも当然存在している「家父長制的マスキュリニティ」を男性自身が変革し、女性の権利やジェンダー平等、また性的マイノリティの権利、ひいてはあらゆる人びとの社会正義に男性も男の子も関わる必要があるという意識を、日本でも広げていく必要がある。

おわりに

2023年8月、ルワンダに渡航し、RWAMREC 代表のご好意により、第3回 MenEngage Africa Alliance Symposium に参加することができた。アフリカ各国から集まった登壇者、参加者の発言や討論から、ジェンダー平等の議論について世界の最先端を見た想いがした。男性と女性が50:50という国際社会の目標は当然のこととして議題になることはなく²⁸⁾、会場で議論されていたのは障害者と LGBTQ の人びとをいかにインクルーシブ (包摂) するかという問題であった。

国際人権規約をはじめとする国際人権諸条約は、選択議定書などで個人通報制度を規定しているが、どれだけ各条約の委員会から勧告を受けようとも、国内の NGO が要望を出そうとも、日本政府には全く導入する意思がない。国家政策として新自由主義を掲げながら人権に配慮しようとしないうこの状況を変えない限り、日本企業の国際競争力はますます低下していきだろう。人権デューデリジェンスを遵守しない企業は、海外の投資家から見捨てられるからである。

政治家の票集めのために保守派への付度が行われた結果、フェミニズムが揶揄され、性教育の前進が阻止され、選択的夫婦別姓の導入を30年近く待っているのが日本の現状である。家父長制の価値観が維持され、ジェンダー平等が程遠いだけではない。家父長制のもう一つの特徴である先輩後輩関係の秩序、上の者に逆らわない礼義の押し付けがまかり通っている。被害者が命を断っても、上の者たちは何の責任も取ろうとしないし、学校

現場も文部科学省もいじめを引き起こしている構造に切り込もうとはしない。女性や性的マイノリティのひとびとを解放するだけではなく、他の先進国の子どもたちが享受している人権を日本の子どもたちに享受させるためにも、家父長制の価値観を変えていく、もしくはジェンダー・トランスフォーマティブ（本稿3章2節）という意識を根付かせる必要がある。家父長制社会の価値観は、太古の昔から続く日本の守るべき伝統ではなく、現在の国際社会の人権基準に照らしても、維持すべき価値観ではない。

いま改革をしなければ日本は没落の一途を辿るばかりであるのに、警鐘を鳴らそうとする政治家はほとんどいない。そのような政治家を選ぶ有権者が悪いという声も強いが、そもそも義務教育で主権者教育がしっかり行われてきたと言えるだろうか。60年安保、70年安保の学生運動以降、高校生までは政治のことを考えるなという教育方針を立ててきたのは時の文部省、文科省である。シンポジウムの3日間、このようなことを考えていた。

イギリスの友人に日本の嫁姑問題を話したのが1991年のことであるが、イギリスでは100年前のことと言われて会話は終わった。21世紀に入り、某政令指定都市の市民講座でジェンダーをテーマに話をすると「日本とアフリカを比べるな。日本と比べるなら北欧とだろう」、「女性の皆さん、あなたたちだって男性候補者に投票しているでしょう、どうして女性議員を増やさないといけないのだ」と高齢男性に怒鳴りつけられたことがあったが、列国議会同盟（IPU）が毎月公表している「下院における女性議員比率」のランキングで、日本よりも下位にあるアフリカの国は数カ国しか存在しない。経済的には「先進国」であっても、日本は女性の権利については「後進国」であり、女性の地位向上に向けてアフリカ諸国から学ぶべきことは数多い。「日本は進んだ国であり、アフリカは遅れた国々である」という十把一絡げにした偏見からの脱却もあわせて、日本社会の価値観を変えていく必要がある。

〔注〕

1) 家父長制は、男性が支配的な権力を握る社会体制

である。しかし、後述するRWAMRECの認識がそうであるように、男性が支配し、女性が従属しているという単純な構造ではない。

- 2) Zetterberg & Bjarnegård (2022) など。こうした意見に対し、第1章で紹介するスワニー・ハントは“Clearly, I disagree”と答えている（Hunt 2017: 8）。
- 3) ハントは元駐オーストリア米国大使。序文はカーター（Jimmy Carter）前大統領が執筆している。
- 4) ルワンダ王国の歴史（植民地化以前のルワンダ王国における Queen Mother の役割）、植民地時代と独立後の歴史（植民地統治による女性の地位の低下）については、戸田（2015）などを参照されたい。
- 5) ジェノサイドを計画したのは、独立後の第二代大統領であるハビヤリマナ（Juvénal Habyarimana）が率いた政権の強硬派である。ハビヤリマナ大統領が設置した家族女性開発省の大臣は、ジェノサイド後に設置されたルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）で裁かれた唯一人の女性である。対して、ハビヤリマナ政権のなかで穏健派であった女性首相（Agathe Uwilingiyimana）はジェノサイド開始まもなく、大統領近衛兵によって殺害されている。
- 6) 戸田（2015）の第二刷の223-224頁を参照のこと。1990年代半ばから後半にかけて、アフリカの強力な市民社会は政府にクオータ制を導入させ、女性の権利を確かなものとしていった（Hunt 2017: 140）。
- 7) Hunt は同書で、カガメの指導力についても一節を割いている。カガメは独裁者だと批判し、その指導力を評価しない記事、論文は数多い。しかし、こうした批判をする記者や研究者は、1994年7月にRPFが首都キガリを制圧した時の光景をどのように想像しているだろうか。RPF が前政権から受け継いだものは「空の金庫」と「満杯の棺」であった。そこから現在の状況までルワンダを立て直した指導力は評価されてしかるべきだろう（Hunt 2017: 96）。
- 8) 「同胞姉妹に告ぐ」は日本ペンクラブ『電子文藝館』で読むことができる（日本ペンクラブ電子文藝館編輯室2006）。書物で取り上げられる女性指導者たちだけでなく、地域で活動した女性たちにも目を向ける必要がある（折井 2021）。
- 9) 1880年に公布された集会条例には「女子」の文言はなかったが、1890年に公布された集会及政社法には同様の規定があった（国立公文書館 2007）。
- 10) 平民社は女性団体ではないが、1905年頃から平民社の女性たちを中心に改正運動が起こった（児玉 1977: 75）。弾圧を受けて平民社が解散した後、福田（景山）英子は1907年に『世界婦人』を創刊し、引き続き治安警察法5条改正運動への理解と協力を

- 求めた(岡 1979: 6, 13)。
- 11) 山川菊栄 (1890–1980) による請願運動に対する評価について、山川 (2011、『太陽』1921年7月号掲載) を参照のこと。
 - 12) 平塚らいてうは1911年に青鞥社を結成し、雑誌『青鞥』を発刊し女性の権利を主張したが、山川菊栄は「ブルジョアジーの伝統を脱することができず」、「独善的個人主義、瞑想的芸術主義」と厳しく批判している。平塚から『青鞥』を受け継いだ伊藤野枝 (1895–1923) は、のちに山川とともに赤瀾社に参加している。
 - 13) 新婦人協会は「女性の連帯」を強調していたが、男性の会員も著名人が名を連ねていた(帯刀 1957: 52)。1921年に、社会主義の立場から無産階級婦人の解放を主張して「赤瀾会」を創設した山川菊栄は、新婦人協会を「第二の青鞥社」と呼び、「彼らの唱える婦人解放は、ブルジョア婦人の解放」などとして、厳しく批判していた(山川 2011: 14, 114)
 - 14) 時代背景としては、女性解放運動によるイギリスやアメリカでの婦人参政権の獲得があった。
 - 15) 改称の背景には、「無産婦人との共同」に対する矯風会側の不安により、久布白が婦選獲得同盟の総務理事を辞任したことがある(嶺山 2011)。
 - 16) 松倉 (2002)、嶺山 (2011) に詳しい。日本婦人参政権協会は新婦人協会をライバル視していたが、治安警察法5条改正には協力していた。
 - 17) ブルジョア支配からの無産階級の解放を掲げるか否かのイデオロギー対立が、女性指導者間で存在した(飯田 2019)。
 - 18) 橋本 (2021) に詳しい。現在でも女性議員への性的嫌がらせや野次が問題視されているが、当時も「セクハラが国会内を横行していた」という(大海 2005: 49–50)。
 - 19) 詳細は、帯刀 (1957) などを参照のこと。
 - 20) 上野 (2009) を参照のこと。
 - 21) 女性の意見は男性が代弁できるから女性が連帯する必要はないという考え方は、平成・令和の時代でも根強く存在している(「おわりに」を参照のこと)。
 - 22) 「1980年代から自前の地方議会議員を『形成』した女性中心の政治団体で、無所属の女性が地方議会に進出するモデルになっている」東京・生活者ネットワークなどもあるが(大海 2005: 98)、『全国組織女性団体名簿』の扱う「全国的に会員を有し、継続的に活動を行っている」団体に限って議論をしている。
 - 23) 女性センターにインタビューを申し込んだが応じていただけなかったため、県名は伏せる。
 - 24) 2004年度以降の3年間は、担当部長の挨拶文となっている。
 - 25) 1985年に「婦人の翼」(第1回)が開始され、1991年に「女性の翼」(第6回)に改称、2004年に「男女共同参画の翼」(第18回)に改称され、2006年(第20回)で終了した。2007年度から2020年度までは、県の委託を受けた「佐賀県女性と生涯学習財団」が、民間団体が行う海外派遣研修等の自主企画に対し、経費の一部を助成する方式により実施された。2021年度からは対象が国内派遣のみとなっている(2023年11月10日の「女性参画研究会・さが」理事長、「アバンセ」館長へのインタビューより)。
 - 26) 第4回世界女性会議(北京女性会議)に参加した時の県の随行員の一人が「女性参画研究会・さが」の現理事長であり、団員として参加されたのが「アバンセ」の現館長(2021年度までは佐賀女子短期大学学長)である。
 - 27) プラン・インターナショナルは「ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチ」について次のように説明している。「ジェンダー不平等とその根本原因となるジェンダー規範、ジェンダー間の不平等な力関係、差別的な意識や法律、制度、社会構造を変革し、特に女の子と女性の状況改善だけでなく、彼女たちの社会的地位の向上や意思決定過程への参画を目指すものです。また、ジェンダー以外のアイデンティティが原因で受ける差別や排除にも取り組むアプローチです」。ジェンダーをトランスフォーマティブ(変革)するのであるから、当然、「男の子・男性のエンゲージメント」が必要となる(プラン・インターナショナル 2021)。
 - 28) 男女比50:50という主張をしてしまうと、性的マイノリティに対する配慮が足りていないことになるが、現在の日本は、国際社会が目標とする男女比50:50はおろか、女性比率30%目標さえいまだに達成できていない状況である。

〈参考文献〉

〈本・論文〉

- 飯田祐子 (2019) 「闘争の発熱：『女人芸術』のアナボル論争」飯田祐子・中谷いずみ・笹尾佳代編『女性と闘争：『女人芸術』と1930年前後の文化生産』青弓社、90–115頁。
- 市川房枝 (1965) 「婦人参政権運動と婦人参政20年の成果」婦選会館編『婦人参政20周年記念：婦人参政関係資料集』、1-13頁。
- 市川房枝記念会女性と政治センター (2021) 『全国組織女性団体名簿2020』。 <https://www.ichikawa-fusae>。

- or.jp/activity/publication/ (2023年11月24日確認)
- 上野千鶴子 (2009) 『家父長制と資本制：マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店。
- 岡岡男 (1979) 「婦人雑誌ジャーナリズムの軌跡 (2)：男尊女卑の生活秩序をめぐって」『評論・社会科学』16号, 1-41頁。
- 大海篤子 (2005) 『ジェンダーと政治参加』世織書房。
- 折井美耶子 (2021) 『地域女性史への道』ドメス出版。
- 公文豪 (2006) 『「民権ばあさん」 楠瀬喜多小論：公文豪自由民権史論集』高知市立自由民権記念館友の会。
- 児玉勝子 (1977) 「平民社の婦人たちによる治安警察法改正請願運動について」歴史科学協議会編『歴史評論』323号, 73-82頁。
- 清水伸編 (1976) 『(増訂版) 逐条日本国憲法審議録 (2)：戦争の放棄・国民の権利及び義務』日本世論調査研究所 PR センター・原書房。
- 衆議院憲法調査会事務局 (2003) 『(衆憲資第27号) 明治憲法と日本国憲法に関する基礎的資料 (明治憲法の制定課程について) 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会 (平成15年5月8日の参考資料)』。 [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi027.pdf/\\$File/shukenshi027.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi027.pdf/$File/shukenshi027.pdf) (2023年11月24日確認)
- 清家章 (2020) 『卑呼と女性首長』吉川弘文館。
- 第2次地方 (町村) 議会活性化研究会 (2016) 『分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策：あるべき議会像を求めて 最終報告平成18年4月』。 <https://www.nactva.gr.jp/html/research/pdf/20060508report.pdf> (2023年11月15日確認)
- 帯刀貞代 (1957) 『日本の婦人：婦人運動の発展をめぐって』岩波書店。
- 戸田真紀子 (2015) 『貧困、紛争、ジェンダー：アフリカにとっての比較政治学』晃洋書房。
- 戸田真紀子, フォーチュネ・バイセンゲ (2020) 「女性の政治参加と家父長制社会の変容：ルワンダと日本との比較」『現代社会研究科論集』14号, 29-43頁。
- 内閣府政府広報室 (2023) 「『男女共同参画社会に関する世論調査』の概要」。 <https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-danjo/gairyaku.pdf> (2023年11月11日確認)
- 橋本富記子 (2021) 「婦人参政権獲得運動から戦後初の女性議員誕生まで：女性の政治活動について」『人文公共学研究論集』43号, 1-22頁。
- プラン・インターナショナル (2021) 『ジェンダー・トランスフォーマティブ・プログラムガイドブック』。 https://www.plan-international.jp/about/pdf/2104_GTP_guidebook.pdf (2023年12月3日確認)
- 法政大学大原社会問題研究所 (1953) 『日本労働年鑑 (26) 1954年版』時事通信社。
- 法政大学大原社会問題研究所 (1954) 『日本労働年鑑 (27) 1955年版』時事通信社。
- 松倉真理子 (2002) 「もう一人の婦人運動家：ガントレット恒子 (1920年代における)」『同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会』85-112頁。
- 嶺山敦子 (2011) 「久布白落実と婦人参政権運動をめぐって：1920年代を中心に」『Human Welfare』3巻1号, 53-67頁。
- 山川菊栄 (2011) 「新婦人協会と赤瀬会」『〔新装増補〕山川菊栄集 (3)：評論篇』岩波書店。
- 義江明子・伊集院葉子・Joan R. Piggott (2013) 「日本令にみるジェンダー (1)：戸令」『帝京史学』28号, 418-317頁。
- 労働省婦人少年局編 (1968) 『婦人関係一般資料 (64)：婦人関係年表1868-1968』労働省婦人少年局。
- Doyle, Kate et al (2023) “Long-term impacts of the Bandedereho programme on violence against women and children, maternal health-seeking, and couple relations in Rwanda: a six-year follow-up of a randomised controlled trial.” *eClinicalMedicine Part of THE LANCET Discovery Science*, 64.
- Hunt, Swancee (2017) *Rwanda Women Rising*, Durham and London: Duke University Press.
- Zetterberg, Pär, & Bjarnegård, Elin (2022) “How autocrats weaponize women’s rights.” *Journal of Democracy*, 33 (2), 60-75.
- 〈ウェブサイト〉
- アバンセ (2019) 「図書を借りる」。 https://www.avance.or.jp/info_floor.html (2023年12月2日確認)
- 国立公文書館 (2007) 「集会条例制定頒布ノ件」『公文書にみる日本のあゆみ』。 <https://www.archives.go.jp/ayumi/photo.html?m=34&pm=4> (2023年11月23日確認)
- 女性参画研究会・さが (2023) 「ホーム」「お知らせ/活動報告」「団体について」。 <https://sankakusaga.jimdofree.com/> (2023年12月2日確認)
- 内閣府男女共同参画局 (2016) 「第4回世界女性会議行動綱領 (総理府仮訳)：G 権力及び意思決定における女性」。 https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/chapter4-G.html (2023年11月23日確認)
- 日本ペンクラブ電子文藝館編輯室 (2003) 「獄中述懐『妾 (せふ) の半生涯』より」『電子文藝館』。 <http://bungeikan.jp/domestic/detail/646/> (2023年11月23日確認)
- 日本ペンクラブ電子文藝館編輯室 (2006) 「同胞姉妹

に告ぐ』『電子文藝館』。 <http://bungeikan.jp/domestic/detail/547/> (2023年11月23日確認)

IPU (2013) “Monthly ranking of women in national parliaments: Ranking as of 1st October 2023.” <https://data.ipu.org/women-ranking?month=10&year=2023> (2023年12月3日確認)

MenEngage Alliance (2023) “Home.” <https://menengage.org> (2023年12月6日確認)

WIN WIN HP 「about WIN WIN」 <http://www.winwinjp.org> (2023年12月6日確認)

RWAMREC (2023). “BANDEBEREHO.” <https://www.rwamrec.org> (2023年12月3日確認)

〈新聞記事〉

Niwe, Liesse (2021) “Women urged to participate in local government elections.” *The New Times*, September 17, 2021. <https://www.newtimes.co.rw/article/189444/News/women-urged-to-participate-in-local-government-elections> (2023年12月3日確認)

How to increase the number of women in parliament and change the patriarchal norms in Japan: Lessons from Rwanda

TODA Makiko

〈Abstract〉

Why has women's political participation not increased in Japan?

In the ranking of women in parliament, Rwanda is number 1 and Japan is ranked 164 out of 185 countries (1st October, 2023). After the 1994 genocide, Rwandan women worked together to rebuild their communities and their country. At the national level, female politicians succeeded in introducing a quota system into the new constitution in 2003, so that they would not lose the rights secured after the genocide. In Rwanda, *women's solidarity* secured their political rights and *the political leadership* accepted their demand.

Both Rwanda and Japan are the patriarchal societies. Why does Japan lag behind the rest of the world in women's political representation? Have Japanese women been so lazy not to improve their political rights? Although Japanese women have fought for their political rights since the Meiji Restoration and after the World War II, most women did not realise until the 1990s that they should increase the proportion of women in parliament to achieve gender equality. Since then, some Japanese women's groups have been demanding the introduction of a quota system, but most politicians from the ruling party, the LDP, and conservative people with patriarchal norms do not support it. There has been no enough political leadership in Japan to achieve gender equality, and many women lack the will not to rely on men for political matters.

At the local level, we find some prefectures that have political leadership to develop women's participation in social affairs, including political affairs, and where we can see grassroots efforts to increase women's participation in politics. This paper focuses on the "Society for Increasing Women's Participation in Saga," a local NGO in Saga Prefecture, Kyushu Island, which was founded in 1996, one year after the 4th World Conference on Women in Beijing, China. They are working hard to increase the number of women in local assemblies in Saga Prefecture. This paper found that the Saga prefectural government is also keen to promote women's participation in politics. I can say that there is political leadership in this prefecture.

Finally, this paper shows the gender transformative programme of the NGO in Rwanda, RWAMREC (Rwanda Men's Resource Centre), BANDEBEREHO. This programme engages men in active fatherhood and caregiving, in maternal newborn and child health, and in the prevention of violence against women and children. A rigorous evaluation has shown that the approach has positive long-term positive effects.

Key words : women's solidarity, political leadership, patriarchal norms, gender transformative

本研究は JSPS 科研費 JP20K12473 の助成を受けたものです。

This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP20K12473.